

都道府県医師会会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義武

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する
特別措置法施行規則の一部を改正する省令について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部が改正され、別添のとおり厚生労働省より各都道府県知事等宛通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本改正の概要は下記のとおりであります。詳細は別添をご確認ください。

また、厚生労働省文書中に誤りがあり、下記ならびに別添事務連絡のとおり修正がなされております。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会及び関係医療機関等へ周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

【改正の概要】

定期検査の変更

血液学的検査項目のうち、ZTTを削除し、AFP-L3%を追加する。

定期検査項目変更に伴う受給者証の様式の変更

【修正箇所】

血液学的検査項目

誤) 血球数 → 正) 赤血球数

事務連絡
平成30年4月2日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置
法施行規則の一部を改正する省令について」の一部訂正について

平成30年3月30日付け健発0330第18号厚生労働省健康局長通知「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令について」の別添の、平成30年3月30日付け健発0330第17号厚生労働省健康局長通知「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令について」の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正します。

記

訂正箇所	正	誤
第1 改正省令の内容 1 定期検査 (血液学的検査の検査項目)	赤血球数	血球数

健発0330第18号
平成30年3月30日

公益社団法人日本医師会会長殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法
施行規則の一部を改正する省令について

本日公布された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第50号）により、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第144号）の一部が改正されることとなりました。

これを受け、別添のとおり各都道府県知事・各保健所設置市長・各特別区長あて通知いたしましたのでご連絡いたします。
貴会におかれましても会員等への周知を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第50号。以下「改正省令」という。)により、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則(平成23年厚生労働省令第144号。以下「規則」という。)の一部が改正されることとなりました。

改正省令については、本日公布され、平成30年4月1日から施行されることとなります。貴職におかれては、その内容について十分御了知の上、各都道府県におかれては、管内市町村を始め、管内の肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、がん診療連携拠点病院、県医師会等の関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

第1 改正省令の内容

1 定期検査

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号)第12条第1項に規定する厚生労働省令で定める検査(以下「定期検査」という。)について、次の表の左欄に掲げる定期検査ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる検査項目の区分に応じ、一年につき同表の右欄に掲げる回数を限度として実施すること。(規則第12条関係)

定期検査	検査項目	回数
血液学的検査	血球数、白血球数、血色素(ヘモグロビン)測定、ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST(GOT)、ALT(GPT)、ALP、 γ -GTP(γ -GT)、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、AFP-L3%、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNA	4回

(別添)

画像検査	腹部エコー	4回
	造影CT若しくは造影MRI又は単純CT若しくは単純MRI	2回

2 受給者証の様式

定期検査項目の変更に伴い、受給者証の様式（3ページ）を別紙のとおり改めるとすること。（規則様式第2号関係）

第2 施行期日

平成30年4月1日

受給者証様式 (3 ページ)

注意事項

1 (略)

2 この証を交付された方は、慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するため①から③までの定期検査を受けた場合、①及び②については年4回まで、③については年2回までは定期検査及びその診断のための費用（医科診療報酬点数表及び使用薬剤の薬価（薬価基準）によるものに限る）の自己負担分を支払う必要はありません。

①血液学的検査

※血液学的検査の対象となる検査項目は、赤血球数、白血球数、血色素（ヘモグロビン）測定、ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST（GOT）、ALT（GPT）、ALP、γ-GTP（γ-GT）、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、AFP-L3%、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNAとする。

②画像検査（腹部エコー）

③画像検査（造影CT若しくは造影MRI又は単純CT若しくは単純MRI）

3～9 (略)

連絡先

社会保険診療報酬支払基金

(TEL)



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○厚生労働省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令
(内閣府・厚生労働二)

〔復興庁令・省令〕

○厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める省令の一部を改正する省令
(復興庁・厚生労働一)

〔省令〕

○総務省組織規則の一部を改正する省令(総務一五)
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令及び地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令(同一六)

○農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令を廃止する省令(同一七)

○過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令(同一八)

○消防法施行規則等の一部を改正する省令(同一九)

○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令(同一〇)

○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(同一一)

○財務省組織規則の一部を改正する省令(財務四)

○調査官等事務の所掌事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令(同一五)

○国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令(同一六)

○債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令(同一七)

○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令(同一八)

○関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部を改正する省令(同一〇)

○教員資格認定試験規程の一部を改正する省令(文部科学七)

○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令(同一八)

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令(同一九、一〇)

○専門職大学院設置基準の一部を改正する省令(同一一)

○教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(同一二)

○公認心理師法施行規則の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働二)

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(厚生労働四三)

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(同一四)

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一五)

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同一六)

○クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(同一七)

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(同一八)

○介護保健法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令を廃止する省令(同一五)

○雇用対策法施行規則の一部を改正する省令(同一二)

○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働・経済産業・環境二)

○PFOS又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条の表PFOS又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令を廃止する省令(同一三)

○新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令の一部を改正する省令(同一四)

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働・国土交通二)

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産一七)

○農業保険法施行規則の一部を改正する省令(同一八)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同一五)

○農業者の雇用促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一九)

ロ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
 ハ 一側耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他側耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
 四〇七 (略)

附則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第十二条第一項及び第四十一条の規定に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令
 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第四百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（定期検査）

第十二条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める検査（以下「定期検査」という。）については、次の表の上欄に掲げる定期検査ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる検査項目の区分に応じ、一年につき同表の下欄に掲げる回数を限度として実施する。

定期検査	検査項目	回数
血液学的検査	赤血球数、白血球数、血色素（ヘモグロビン）測定、ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST（GOT）、ALT（GPT）、ALP、γ-GTP（γ-GT）、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、AFP-L3%、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNA	四回
(略)	(略)	(略)

様式第二号（第二十条関係）
 (1ページ)・(2ページ) (略)
 (3ページ)

注意事項 1 (略)

改 正 前

（定期検査）

第十二条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める検査（以下「定期検査」という。）については、次の表の上欄に掲げる定期検査ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる検査項目の区分に応じ、一年につき同表の下欄に掲げる回数を限度として実施する。

定期検査	検査項目	回数
血液学的検査	赤血球数、白血球数、血色素（ヘモグロビン）測定、ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST（GOT）、ALT（GPT）、ALP、γ-GTP（γ-GT）、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、ZTT、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNA	四回
(略)	(略)	(略)

様式第二号（第二十条関係）
 (1ページ)・(2ページ) (略)
 (3ページ)

注意事項 1 (略)

四〇七 (略)

<p>2 この証を交付された方は、慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するため①から③までの定期検査を受けた場合、①及び②については年4回まで、③については年2回までは定期検査及びその診断のための費用（医科診療報酬点数表及び使用薬剤の薬価（薬価基準）によるものに限る）の自己負担分を支払う必要はありません。</p> <p>①血液学的検査</p> <p>※血液学的検査の対象となる検査項目は、赤血球数、白血球数、血色素（ヘモグロビン）測定、ヘマトクリット値、血小板数、^{白血}血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST (GOT)、ALT (GPT)、ALP、γ-GTP (γ-GT)、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、AFP-L3%、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNAとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>連絡先 社会保険診療報酬支払基金 (TEL) (日本工業規格B7)</p>	<p>2 この証を交付された方は、慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するため①から③までの定期検査を受けた場合、①及び②については年4回まで、③については年2回までは定期検査及びその診断のための費用（医科診療報酬点数表及び使用薬剤の薬価（薬価基準）によるものに限る）の自己負担分を支払う必要はありません。</p> <p>①血液学的検査</p> <p>※血液学的検査の対象となる検査項目は、赤血球数、白血球数、血色素（ヘモグロビン）測定、ヘマトクリット値、血小板数、^{白血}血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST (GOT)、ALT (GPT)、ALP、γ-GTP (γ-GT)、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、ZTT、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNAとする。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>連絡先 社会保険診療報酬支払基金 (TEL) (日本工業規格B7)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第五十一号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号）の施行に伴い、介護保険法施行令第三十七

七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十二号）は、廃止する。

附則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十二号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

附則第八條第一項中「平成三十一年」を「平成三十五年」に改める。

様式第五号を次のように改める。